

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 高等教育局 学生支援課）

項目名	（独）日本学生支援機構が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の拡充		
税目	印紙税		
要望の内容	<p>（独）日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）が実施する給付型奨学金（学資の支給）については、一定の事由に該当し、対象としての認定を取り消した際、支給した給付型奨学金の返還を求める場合がある。この返還にあたっては、JASSO と学生等との間で、奨学金の貸与時と同様に消費貸借契約を交わし、返還誓約書を作成することとしている。現行制度において、JASSO が実施する学資の貸与に係る文書については印紙税が非課税となっているが、給付型奨学金の返還に係る消費貸借契約書は当該文書に当たらないため、印紙税が課税されている。給付型奨学金が低所得世帯の学生等を対象としているものであることに鑑み JASSO が実施する給付型奨学金の返還に係る文書についても、貸与型奨学金に係る文書と同様に印紙税の非課税措置を適用することを要望する。</p>		
	平年度の減収見込額	▲ 0.3 百万円	
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	
	（改正増減収額）	（ — 百万円）	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 給付型奨学金の政策目的</p> <p>JASSO が実施する奨学金事業は、教育の機会均等の理念の下、意欲と能力がある学生等が、経済的理由により大学等の修学・進学を断念することのないよう、学資の貸与及び支給を行うものである。高等教育機関の学生等のうち、概ね3人に1人が JASSO の奨学金を利用しており、奨学金事業は我が国の重要な社会インフラを担っている。</p> <p>特に、給付型奨学金は、低所得世帯の子供たちほど大学等の進学率が低い状況を踏まえ、家庭の経済状況に関わらず大学等への進学・修学を断念することがない社会を構築し、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐこと等を目的とし、主に低所得世帯の学生等を対象に行うものである。また、令和2年度に給付型奨学金を大幅に拡充した後、低所得世帯の学生等の大学等の進学率は69%（R5）に上昇（制度導入前であるH30は推計40%）しており、一定の成果を上げてきたところ。</p> <p>引き続き、教育の機会均等を図るため、JASSO の奨学金事業を通じて、経済的に困難な学生等の負担軽減を着実に行うことが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>給付型奨学金については、法令に基づき、給付した額の全部又は一部の返還を求める場合がある。</p> <p>返還に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JASSO が確実に返還金を回収する必要があること ・ 他方で、経済的な理由等で返還が困難な場合は、貸与型奨学金と同様に、返還猶予や減額返還制度などの返還支援策を利用できるようにし、返還に係る負担軽減を図る必要があること <p>という観点から、学生等との間で消費貸借契約を交わし、返還誓約書を作成している。</p> <p>給付型奨学金については、令和2年度から「高等教育の修学支援新制度」として導入して以降、着実に支給を行ってきたことに伴い、返還が必要となる事例の実績が一定程度蓄積されてきたところ。また、奨学金制度の改正により、令和6年度以降、返還が必要となる件数が増加すると考えられる。給付型奨学金を利用する学生等は経済的に困難を抱えており、更に返還が発生すれば経済的に厳しい状況に陥ること等から、非課税措置の適用が必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄） （機構の目的） 第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校（以下「専修学校」という。）の専修課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専修課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。 ○こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抄） ○ 教育費の負担が理想のこども数を持ってない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。 ○ まず、貸与型奨学金について、奨学金の返済が負担となって、結婚・出産・子育てをためらわないよう、減額返還制度を利用可能な

		<p>年収上限について、325万円から400万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、こども2人世帯については500万円以下まで、こども3人以上世帯について600万円以下まで更に引き上げる。また、所得連動方式を利用している者について、返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せする。</p> <p>○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。</p> <p>○政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p>
	政策の達成目標	<p>高等教育費の負担軽減を通じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の経済状況により進学・修学を断念することなく、大学等を卒業・終了後に社会で自立し活躍することができる社会を構築し、格差の固定化を防ぐことに繋げる。 ・高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭し、こどもを生子、育てることを経済的理由であきらめない社会を実現する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	低所得世帯の進学率は全体の進学率と比較して依然として低い状況であり、また、理想のこども数を持たない理由に「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことを挙げる割合は高い状況である。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度の奨学金制度改正による給付型奨学金の受給者の増加に伴い、今後、毎年約760件の給付型奨学金の返還の発生が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	給付型奨学金の受給者は特に経済的な困難が大きいことから、返還額を超える支出である印紙税を課さないことにより、経済的負担が軽減されるとともに、契約の円滑化にも資することから、手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	—		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	今回拡充を要望する給付型奨学金の返還については、既に印紙税非課税措置が適用されている貸与型奨学金と同様に消費貸借契約を交わしているものであり、奨学金事業間との整合性の確保という観点からも妥当である。			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—			
	前回要望時の達成目標	—			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—			
これまでの要望経緯	<p>・ JASSO の前身の一つである日本育英会が実施していた学資の貸与に係る業務については JASSO 発足前から印紙税非課税措置の対象となっており、JASSO 発足後も引き続き非課税措置が適用されている。</p> <p>○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄） （非課税文書） 第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。 一・二（略） 三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの</p> <table border="1"> <tr> <td>別表第三 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号(業務の範囲)に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書</td> <td>独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者</td> </tr> </table> <p>・ 給付型奨学金事業については平成 29 年から実施している。</p>			別表第三 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号(業務の範囲)に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者
別表第三 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号(業務の範囲)に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者				